

境港市高齢者等運転免許自主返納支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者等で自動車の運転に不安のある者（以下「高齢者等」という。）の交通事故を減少させるため、運転免許を自主返納した高齢者等に対する支援事業（境港市高齢者等運転免許自主返納支援事業。以下「支援事業」という。）について定め、運用することにより、安全・安心の交通社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する運転免許で、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 本人の申請により、受けている運転免許の全部が取り消されることをいう。

(支援の対象者)

第3条 支援事業の対象者は、境港市の住民基本台帳に記録している高齢者等のうち、運転免許を自主返納した者とする。

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、境港市民バス回数乗車券（以下「回数券」という。）

1枚綴り11冊の交付を1回のみ行うものとする。

(支援の申請)

第5条 前条に規定する支援を受けようとする者は、高齢者等運転免許自主返納支援事業申請書（様式第1号）に、公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」の写し又は「運転経歴証明書」の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、「申請による運転免許の取消通知書」に記載された取消日又は「運転経歴証明書」に記載された交付日から60日以内（当該期日の最終日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで）に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、申請できる期間を延長することができる。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、支援の可否を決定し、高齢者等運転免許自主返納支援事業申請に係る決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援の実施)

第7条 市長は、前条の規定による支援の決定を受けた者（以下「被支援者」という。）に対し、回数券を決定通知書と併せ郵送又は窓口交付をするものとする。ただし、被支援者以外の者が申請書を持参した場合は、被支援者に郵送するものとする。

(再交付の禁止)

第8条 被支援者は、前条により交付を受けた回数券について、再交付の申請をすることはできない。

(支援の取消し)

第9条 市長は、被支援者が虚偽その他不正な手段により支援を受けた場合は、支援の全部又は一部を取消すことができる。

(取消し内容)

第10条 市長は、前条の規定による支援の取消しを行ったときは、当該取消しに係る者に対し、未使用回数券の返還若しくは使用された回数券がある場合にあっては、当該回数券の額面相当額の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成23年4月1日から施行し、平成23年1月1日の運転免許の取り消しから適用する。

(経過措置)

2 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間に運転免許の取消しを受けた者の申請期間は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成23年5月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月1日から施行し、平成29年1月1日の運転免許の取り消しから適用する。

(経過措置)

2 平成29年1月1日から平成29年3月31日までの間に運転免許の取消しを受けた者の申請期間は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成29年5月31日までとする。

附 則

この要綱は平成30年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

高齢者等運転免許自主返納支援事業申請書

年　　月　　日

境港市長 様

次のとおり交付を申請します。

運 転 免 許 自 主 返 納 者	住 所	境港市		
	氏 名	(印)		
	生年月日	年	月	日 (歳)
	電話番号	—	—	

※添付書類

- 1 申請による運転免許の取消通知書の写し又は運転経歴書の写し

様式第2号（第6条関係）

自主返納第 号
年 月 日

様

境港市長

高齢者等運転免許自主返納支援事業申請に係る決定通知書

高齢者等運転免許自主返納支援事業申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支援の内容

境港市民バス回数乗車券1枚綴り1冊

2 下記理由により支援対象になりません。
